

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 5日

広島市長

提出者

住所 広島市中区国泰寺町二丁目5-4

氏名 錦建設株式会社

代表取締役社長 迫谷 浩司

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-243-2611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	錦建設株式会社
事業場の所在地	広島市中区国泰寺町二丁目5-4
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業 土木・建築工事業
②事業の規模	資本金：1億円、令和5年度完成工事高：39.6億円
③従業員数	74名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生した産業廃棄物は、分別し処理業者へ委託します。収集運搬・処分業者は許可を確認し適正に処理します。

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5 年度) 実績量
 計画:今年度(令和6 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	29	20								
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	154	100								
紙くず	62	50								
木くず	500	400								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	70	50								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	21	20								
鋤さい										
がれき類	150	100								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
コンクリート殻	1603	1000								
アスファルト殻	2810	2000								
廃石膏ボード	50	20								
混合(管理型含む)	110	100								
合計	5559	3860	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙1

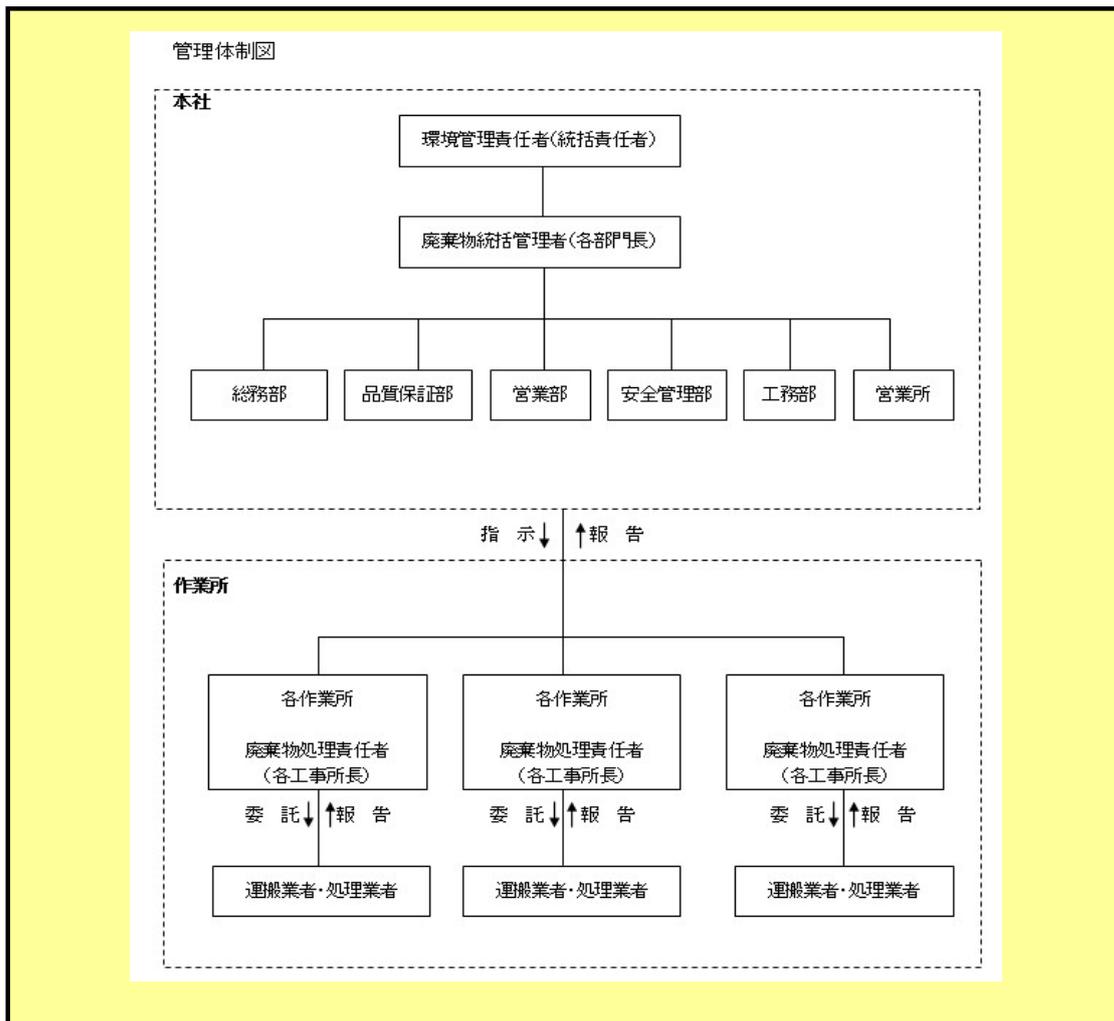
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	29	20	29	20	29	20				
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	154	100	122	120	154	100				
紙くず	62	50	29	20	62	50				
木くず	500	400	113	150	500	400				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	70	50	70	50	70	50				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	21	20	21	20	21	20				
鋤さい										
がれき類	150	100	15	20	150	100				
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
コンクリート殻	1603	1000	10	100	1603	1000				
アスファルト殻	2810	2000	20	100	2810	2000				
廃石膏ボード	50	20	6	10	6	20				
混合(管理型含む)	110	100	101	100	110	100				
合計	5559	3860	536	710	5515	3860	0	0	0	0

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>必要以上の取壊し作業を抑制し、廃棄物発生量を抑制しています。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>これまでと同様に抑制に努めます。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	ISO14001の手順により、分別収集・保管を実施しています。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も同様な取り組みを行います。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はありません。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はありません。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在実施していません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はありません。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、処理業者と適正な委託契約を締結しています。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も、優良認定処理業者および再生利用業者へ委託契約していきます。</p>